

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年4月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000702号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100005号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

私は、市の広報や案内、友人等の話から、国民年金に加入すべきことを知っており、母からも国民年金保険料の納付は義務だから納付するようと言われていた。私が20歳となった平成2年*月当時は学生であったが、保険料を納付するべきものと考え、A市役所で加入手続きを行い、年金手帳の交付を受け、保険料をアルバイト代から捻出し、郵便局で納付していた。その後、平成3年4月に就職し、2冊目の年金手帳を受け取ったが、年金手帳は一人1冊ということを知り、平成10年に社会保険事務所(当時)で1冊を返納した。請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成2年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、年金手帳の交付を受け、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)に係る国民年金被保険者資格の取得処理は、平成3年10月18日に行われていることが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったものの、当該国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続きは、同年10月頃に初めて行われたと考えられ、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間当時、専門学校の学生であったと陳述しているところ、専門学校の学生が国民年金の強制加入対象となったのは平成3年4月1日からであり、請求期間当時は、本人の申出により任意加入被保険者となることができたが、任意加入被保険者の資格取得年月日は、その申出日とされていたことから、請求期間については、制度上、平成3年10月頃の加入手続き時点では、遡って被保険者となることのできない期間であり、国民年金保険料を納付

することができない。

さらに、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿には、請求者が平成3年3月に専門学校を卒業し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年6月30日に国民年金被保険者資格を取得した旨の記載があり、同名簿からも、請求期間が国民年金の被保険者期間であったことはうかがえない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。